

事業名	中山間地域等直接支払事業			
事業内容 (目的・概要)	中山間地域における適正な農業生産活動の維持を通じ、農地の公益的機能の維持発揮を図るため、中山間地域の持つ農業生産条件の不利性を直接補正する。			
事業主体	市町			
採択要件	農業の生産条件に関する不利を補正するための支援 ※対象農用地に係る交付金を集落代表者等に交付するために市町が要する経費を補助 【対象となる地域】 地域振興 6 法の指定地域及び県が指定する地域 【対象となる農用地】 傾斜等一定の基準を満たす農振農用地区域内の一団の農用地			
交付単価	(10a 当たり) [田]急傾斜 1/20 以上 : 21,000 円、緩傾斜 1/100 以上 : 8,000 円 [畑]急傾斜 15 度以上 : 11,500 円、緩傾斜 8 度以上 : 3,500 円 [草地]急傾斜 15 度以上 : 10,500 円、緩傾斜 8 度以上 : 3,000 円 [採草放牧地]急傾斜 15 度以上 : 1,000 円、緩傾斜 8 度以上 : 300 円			
制度創設年度	平成 12 年度			
関係省庁名	農林水産省			
最近の実績	令和 5 年度取組面積 : 20,464 h a			
問合せ先	農林水産局農業基盤課			
	Tel	082(513)3657	e-mail	nounouki@pref.hiroshima.lg.jp